

令和８年度夏季手当（第２回）団体交渉

① 日 時 令和８年６月１８日（木）１８時１６分～１８時２８分

② 場 所 東京区政会館２０階２０５会議室

③ 出席者

（当 局）寺田副区長会会長（新宿）、川野副区長会副会長（大田）、
佐藤副区長会副会長（文京）、藤本副区長（千代田）、小林副区長（荒川）、
堀越副区長（品川）、尾科副区長（板橋）、
入澤副管理者、小林人事企画部長、藤永調査課長、榊勤労課長、
浅見労務・制度改革担当課長

（特区連）石川執行委員長、双川副執行委員長、福島副執行委員長、
籠谷書記長、八田企画調査担当部長、西畠賃金対策担当部長、
木全組織担当部長、富川教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季一時金等に関して、皆さんから要求のありました事項について、回答いたします。

さて、我が国の経済は、緩やかに回復しているものの、中東情勢の影響、また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある、その先行きは依然として不透明な状況です。

このような経済状況のもと、各特別区の財政は極めて厳しい状況にあり、限られた財源で、質の高い区民サービスを提供していかなければなりません。

また、私どもは、職務給の原則の徹底を始め、職員の勤務条件について、社会一般の情勢に適応したものとなるよう、時機を失することなく見直しを行うことが、区民の区政に対する信頼を確保する上で、極めて重要であると考えております。

ただいま申し上げました考えに基づき、夏季一時金について、国及び他団体の動向、民間企業における支給状況等を考慮し、慎重に検討してまいりました。その結果、夏季一時金に関する皆さんの要求には、応えられる状況にはないと判断しましたので、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。

なお、特別給の支給水準については、国及び他団体の動向等を踏まえて、引き続き、慎重に検討してまいります。

次に、職務段階別加算に関する要求について申し上げます。

職務段階別加算は、職務・職責に応じた適切な給与処遇を実現することを目的とし

たものであります。

今後、国及び他団体の動向を踏まえ、職責に応じた加算という制度の趣旨に則って検討してまいります。

次に、勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すべきとの要求について申し上げます。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されるものであり、期末手当とは基本的に性格の異なるものであります。

また、期末手当及び勤勉手当の支給月数及びその比率は、人事委員会の勧告等を踏まえて決定しており、現時点においては適切なものと考えておりますが、今後もそのあり方について検討してまいります。

次に、特別給における介護及び育児に関する換算日数を改善すべきとの要求について申し上げます。

昨年の皆さんとの協議の結果、期末・勤勉手当に係る欠勤等の取扱いを見直ししましたので、現時点では改正の必要はないものと認識しております。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

基準日現在のサービスの状況により支給対象外となる職員の範囲については、国及び他団体の状況等を勘案して設定しているものであり、現状では、改正は困難であると考えております。

次に、人事委員会の勧告に関する要求について申し上げます。

皆さんからは、公民比較の対応関係や対象企業規模の見直しを始めとする8項目について、人事委員会に対し要請を行うよう要求をいただいております。

任命権者から独立した専門的な人事行政機関である人事委員会への要請については、慎重の上にも慎重を期すべきものであり、基本的には困難なものであると考えております。

次に、高齢期職員の給与に関する要求について申し上げます。

昨年の皆さんとの協議の結果、期末・勤勉手当に係る高齢者部分休業の欠勤等日数の見直しを行ったところですが、私どもといたしましては、再任用職員を含めた高年齢層職員の給与処遇について、引き続き、国及び他団体の動向のほか、民間における高齢期雇用のあり方等を注視してまいりたいと考えております。

次に、行政系人事制度について申し上げます。

これまで、皆さんからは、専門性の活用や女性活躍推進の観点から、高位号給適用職員の解消に係る強い要求をいただいております。

私どもは、皆さんと共有した課題認識に基づき、知識や経験が豊富な職員を含め、職員がより上位の職で能力を発揮できるよう、昇任後の負担軽減に向けた取組等について検討を進めておりますので、考えがまとまった際には、速やかに皆さんと協議し

てまいりたいと考えております。

次に、障害者の法定雇用率について申し上げます。

皆さんからは、障害者の法定雇用率達成に向けた取組について要求をいただいておりますが、法定雇用率については、各特別区が責任を持って達成に向けた取り組みを行うものと認識しております。

その上で、法定雇用率達成に向けて統一的な対応が必要であると認められる場合には、速やかに皆さんと協議してまいりたいと考えております。

次に、人材確保のための取組について申し上げます。

私どもは、特別区長会公務員制度部会等において、人材獲得のみならず、現に職務に精励する職員の離職防止の観点も踏まえ、人事・給与制度の見直しを進めてまいりました。引き続き、人材確保策全般に関する検討を進め、早期の制度導入又は見直しの必要があると認められるときには、速やかに皆さんと協議してまいりたいと考えております。

また、人事院は、昨年の勧告において、職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討した上で、本年夏にその骨格を示すこととしております。

私どもといたしましては、本年の人事院勧告や国の動向等を注視しつつ、特別区への影響について、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に申し上げます。

職員の皆さんには、区政の最前線で奮闘していただいておりますことに、区長会として、心から敬意と感謝を申し上げます。

私からは以上です。

〈特区連〉

ただいま、特区連が５月２２日に提出した「２０２６年度夏季一時金等に関する要求書」への回答等が示されました。

夏季一時金については、国及び他団体の動向、民間企業における支給状況等を考慮した結果、特区連の要求に応えられる状況になく、「現行の条例、規則どおりに支給する」とのことです。

また、加算措置の改善を始めとする諸要求についても、従来の認識を繰り返すにとどまり、事実上ゼロ回答となっております。

夏季一時金の支給月数については、支給日も迫ってきており、了といたしますが、引き続き、年間一時金の支給月数の改善、特に再任用職員の支給月数を定年前常勤職員と同月数とすることを求めるものです。

また、加算措置の改善を始めとした諸要求については、いずれも重要な要求であり、

引き続き、検討と協議を求めるものです。

その上で、いくつか申し上げます。

第一に、人事委員会に対する要請についてです。

公民比較における比較対象企業規模は、50人以上から100人以上に引き上げはされたものの、ラスパイレス指数を始め、特別区職員の賃金水準は、他団体と比較し、不当に引き下げられたままとなっています。区長会が「今後も人材獲得競争が激化していく」との認識を持ちながら、不当に低い賃金水準の改善を行わないことは、矛盾した対応であると言わざるを得ません。

こうしたことから、人事委員会に対し、公民比較方法の見直しを要請することを、重ねて求めるものです。

第二に、高齢期職員の給与についてです。

区長会は、「国及び他団体の動向のほか、民間における高齢期雇用のあり方等を注視」としてはいますが、特別区の再任用職員は、国とは異なり、60歳前の常勤職員と同じ職務・職責が課されています。

さらに、現行の再任用制度は、60歳台前半の生活を雇用と年金により支えるという地公法等改正の趣旨に基づき設計されているため、無年金期間の生活を支え得る給与水準には到底及んでいません。

改めて、再任用職員の給料月額を年金支給水準の額まで引き上げるよう、国や総務省をはじめとした関係機関に働きかけるとともに、区長会として、特別区の実情を踏まえ、速やかに、年金支給水準の額分を上乗せした給与水準に改善することを強く求めます。

加えて、区長会が再任用職員の不均衡な待遇を自主的・主体的に改善し、再任用職員の一時金の支給月数を定年前常勤職員と同月数とすることを強く求めます。

第三に、行政系人事制度についてです。

皆さん方は、「知識や経験が豊富な職員を含め、職員がより上位の職で能力を発揮できるよう、昇任後の負担軽減に向けた取組等について検討を進めております」としてはいますが、その具体的な検討内容及び考え方を示す時期を伺います。

第四に、人材確保の取組についてです。

皆さん方は、「人材獲得のみならず、現に職務に精励する職員の離職防止の観点も踏まえ、人事・給与制度の見直しを進めてまいりました。」としてはいますが、離職者の数は増加しています。良質な区民サービスを確保するためには、これまで以上の離職防止対策を行う必要があります。そのためには、現に職務に精励する職員の処遇改善、多種・多様な働き方、これまで以上の職場環境の整備などを、特別区長会公務員制度部会等において、速やかに検討を進め、早期の改善を求めます。

また、障害者の法定雇用率を達成するためには、これまでも多くの採用を行ってはいませんが、定着率が低いことが達成できない要因と考えます。

その上で現行の制度では対応できない課題があるかどうかの調査を速やかに行うべきです。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、皆さんの考え方を改めて伺いました。

夏季一時金の支給月数について、私どもの判断をご了解いただきまして、ありがとうございます。今年度の特別給については、今後の人事委員会の勧告等を踏まえ、皆さんと協議してまいりたいと考えております。

また、皆さんから伺いがありました行政系人事制度について申し上げます。

現在検討を進めている内容及び考え方については、時期をとらえてお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。